

令和7年度 第3回新型インフルエンザ等対策行動計画部会 次第

日時：令和8年2月2日（月）

18：30～19：30

場所：埼玉県庁本庁舎2階庁議室

※Web会議と併用

1 開 会

2 議 題

- (1) 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の進捗状況について
- (2) 市町村行動計画改定の進捗状況について
- (3) 医療提供体制検討部会における検討状況について

3 閉 会

[配布資料一覧]

新型インフルエンザ等対策行動計画部会 委員名簿

資料 1 - 1 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の進捗状況について

資料 1 - 2 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

資料 2 市町村行動計画改定の進捗状況について

資料 3 医療提供体制検討部会における検討状況について

参考資料 令和 7 年度研修・訓練の実施状況について

参考資料 医療措置協定の締結状況について

新型インフルエンザ等対策行動計画部会 委員名簿

番号	氏名	所属・役職	備考
1	オカベ ノブヒコ 岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 参与	
2	カナイ タダオ 金井 忠男	埼玉県医師会 会長	
3	カワナ アキヒコ 川名 明彦	防衛医科大学校 名誉教授	
4	サカキ ハルヨ 坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 教授	
5	サヌイ マサミツ 讃井 将満	自治医科大学 教授	
6	サワト トモコ 澤登 智子	埼玉県看護協会 会長	
7	タケダ シンヒロ 竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長	
8	ミツタケ コウタロウ 光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授	
9	イケダ カズヨシ 池田 一義	埼玉県商工会議所連合会 顧問	

(敬称略 令和7年11月27日現在)

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の進捗状況について

()内は前回令和7年7月23日時点

(令和7年12月1日時点)

		A:対応準備が十分できており、新興感染症にすぐに対応できる。	B:対応準備が一定程度できているが、もう少し準備をする必要がある。	C:対応準備に取り掛かったばかりであり、引き続き継続して準備する必要がある。	D:対応準備がまだできていない。
行動計画(準備期)の進捗状況		24(38.1%) (22(34.4%))	38(60.3%) (11(17.2%))	1(1.6%) (31(48.4%))	0(0%) (0(0%))
内訳	1 実施体制	1(1)	6(2)	1(5)	0(0)
	2 情報収集・分析	4(4)	1(0)	0(1)	0(0)
	3 サーベイランス	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)
	4 情報提供・共有、リスコミ	5(5)	6(1)	0(5)	0(0)
	5 水際対策	0(0)	1(0)	0(1)	0(0)
	6 まん延防止	0(0)	1(0)	0(1)	0(0)
	7 ワクチン	0(0)	7(0)	0(7)	0(0)
	8 医療	0(0)	5(2)	0(3)	0(0)
	9 治療薬・治療法	2(2)	2(0)	0(2)	0(0)
	10 検査	0(0)	1(0)	0(1)	0(0)
	11 保健	6(4)	6(5)	0(4)	0(0)
	12 物資	0(0)	1(0)	0(1)	0(0)
	13 県民生活・経済の安定	5(5)	0(0)	0(0)	0(0)

※一部項目を統合したため、前回と項目数の合計が異なる。

[資料1-2] 議題1 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の進捗状況について

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

達成度について
 A:対応準備が十分できており、新興感染症にすぐに対応できる
 B:対応準備が一定程度できているが、もう少し準備をする必要がある
 C:対応準備に取り掛かったばかりであり、引き続き継続して準備する必要がある
 D:対応準備がまだできていない

No.	分類1	分類2	ページ番号	本文	担当部署	担当課	関連の予算事業名	R7予算額(千円)	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定を含む)	達成度	備考
1	第3部	第1章 実施体制	31	県、市町村、指定地方公共機関及び医療機関は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。なお、訓練の内容については、疫学調査のみならず、オンラインを通じた診療現場への支援、COVMATやeMAT等感染制御の支援等の訓練も検討する。	保健医療部	感染症対策課	感染症専門人材育成・連携事業	3,132	・埼玉県クラスター対策チーム設置運営要綱 ・新興感染症等の感染症有事への対応に係る訓練実施要綱	・令和6年度は防衛医科大学病院、埼玉石心会病院、狭山保健所、衛生研究所と連携して、患者の受診から搬送までの訓練を行った。	・令和7年度は埼玉医科大学病院、関越病院、坂戸保健所、衛生研究所等と連携して、患者の受診から搬送までの訓練を実施する。	B	
2	第3部	第1章 実施体制	32	県は、埼玉版FEMAの訓練を活用し、感染症有事に関わる様々な関係者及び関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を一体的に確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築する。	保健医療部	感染症対策課	①感染症専門人材育成・連携事業 ②新興感染症対策連携強化事業	①3,114 ②3,657	なし	・埼玉版FEMAによる感染症対応訓練を行い、関係機関同士の強固な連結を推進	・埼玉版FEMAによる感染症対応訓練を2回実施し、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の対応力強化を図った。	B	
3	第3部	第1章 実施体制	33	県は、国、市町村及び指定地方公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練を実施する。また、必要に応じて他の都道府県との連携体制を構築する。特に、県境を越えた医療人材等の派遣や患者移送等については、都道府県間の連携、県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。	保健医療部	感染症対策課	新興感染症対策事業費	1,885	・埼玉県感染症対策連携協議会設置要綱	・感染症発生予防及びまん延防止のための施策の実施にあたっての、県、保健所設置市その他の関係者の連携協力体制の整備を図るため、埼玉県感染症対策連携協議会を設置した。	・令和7年度は、感染症予防計画及び県行動計画についての進捗管理を実施したほか、「埼玉県感染症対策行動計画ガイドライン」を策定した。 ・市町村行動計画の改定状況について、連携協議会等で報告した。	B	
							①感染症専門人材育成・連携事業 ②新興感染症対策連携強化事業	①3,114 ②3,657	なし	・埼玉版FEMAによる感染症対応訓練を行い、関係機関同士の強固な連結を推進	・埼玉版FEMAによる感染症対応訓練を2回実施し、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の対応力強化を図った。	B	
4	第3部	第1章 実施体制	33	県、市町村及び指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。	保健医療部	感染症対策課	新興感染症対策事業費	1,885	・埼玉県感染症対策連携協議会設置要綱	・感染症発生予防及びまん延防止のための施策の実施にあたっての、県、保健所設置市その他の関係者の連携協力体制の整備を図るため、埼玉県感染症対策連携協議会を設置した。	・令和7年度は、感染症予防計画及び県行動計画についての進捗管理を実施したほか、「埼玉県感染症対策行動計画ガイドライン」を策定した。 ・市町村行動計画の改定状況について、連携協議会等で報告した。	B	
5	第3部	第1章 実施体制	33	県は、第1章第3節(対応期)(2)3-1-3に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	なし	なし	・市町村との調整の前提となる市町村行動計画について、改定の支援をしている。	C	

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

達成度について
 A:対応準備が十分できており、新興感染症にすぐに対応できる
 B:対応準備が一定程度できているが、もう少し準備をする必要がある
 C:対応準備に取り掛かったばかりであり、引き続き継続して準備する必要がある
 D:対応準備がまだできていない

No.	分類1	分類2	ページ番号	本文	担当部署	担当課	関連の予算事業名	R7予算額(千円)	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定を含む)	達成度	備考	
6	第3部	第1章 実施体制	34	県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。	保健医療部	保健医療政策課	なし	なし	なし	・市町村保健師に併任をかけている。 ・平時には連絡調整会議・専門研修等を通じて感染症の知識・経験の蓄積を行う。 ・感染拡大時には県保健所へ派遣し、積極的疫学調査などに従事いただく。	・市町村からの採用、退職、人事異動などによる内申に適宜対応する。	A		
						感染症対策課	新興感染症対策事業費	1,885	医療に関するガイドライン	・入院調整の体制を含む医療提供体制の在り方について検討するため、医療提供体制検討部会を設置した。	・令和7年度は、医療提供体制検討部会において、病床確保の方針や入院調整本部の体制について議論を行った。 ・医療提供体制検討部会での議論の結果等を踏まえ、入院調整や病床確保の課内業務のマニュアル整備を進める。	B		
7	第3部	第2章 情報収集・分析	43	県等は、平時から情報収集・分析の目的や具体的な方法を衛生研究所等と共有し、感染症に関する県内外からの情報を収集・分析及び解釈し、リスク評価を行う体制を整備する。また、JIHSをはじめ県内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。	保健医療部	感染症対策課	感染症監視事業費	245,920	・埼玉県感染症対策要綱	・平時から情報収集を行い、疫学調査の結果等から感染拡大リスクの評価を行った。また、個別事例の情報共有会議等を通じて県内外の関係機関や専門家とのネットワークの維持・向上に努めた。	・感染拡大リスクが評価できるよう、平時から疫学調査の内容等について情報収集を行う。 ・国やJIHSなどが参加する会議等に積極的に参加し、県内外の関係機関や専門家等との関係を構築する。	A		
8	第3部	第2章 情報収集・分析	44	県等は、感染症有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報を収集し、衛生研究所に共有する体制を平時から整備する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	・埼玉県感染症対策要綱 ・埼玉県感染症発生動向調査事業実施要綱	・積極的疫学調査によって得られた情報を随時、衛生研究所と共有した。	・積極的疫学調査によって得られた情報を速やかに衛生研究所と共有する。	A		
9	第3部	第2章 情報収集・分析	44	県等は、感染症危機発生時に必要な情報収集・分析の円滑な実施のため、平時において、多様な背景の専門性(公衆衛生や疫学、専門検査技術等)を有する感染症専門人材の育成や、確保、活用のため、必要な人員の規模や体制の整備に努める。	保健医療部	感染症対策課	感染症専門人材育成・連携事業	676	・埼玉県保健医療部におけるIHEAT運用方針	・IHEAT要員に対して、健康危機発生時に速やかに保健所等の業務を支援できるように、感染症の基本的な知識や保健所等を支援する業務の実施方法・手順などの研修を行った。	・IHEAT要員に対して、健康危機発生時に速やかに保健所等の業務を支援できるように、感染症の基本的な知識や保健所等を支援する業務の実施方法・手順などの研修を行った。	・IHEAT要員に対して、健康危機発生時に速やかに保健所等の業務を支援できるように、感染症の基本的な知識や保健所等を支援する業務の実施方法・手順などの研修を実施する。 ・保健医療科学院主催「地域保健施策立案支援のための情報利活用に関する研修」及び「JIHS主催「危機管理リーダーシップ研修」へ県職員を参加させ、県内部の感染症専門人材育成を図った。	B	
						保健医療政策課	なし	なし	・埼玉県衛生研究所健康危機対処計画	・国やJIHS等が実施する、感染症サーベイランスの専門的な人材を育成する研修や検査診断技術向上を目的とした研修等に職員を計画的に参加させることにより専門人材の育成に努めている。 ・平時において、感染症対策に必要な人員体制を確保できるよう、関係部署と協議している。	・国やJIHS等が実施する、感染症サーベイランスの専門的な人材を育成する研修や検査診断技術向上を目的とした研修等に職員を計画的に参加させることにより専門人材の育成に努めている。 ・引き続き関係部署との協議を行い、平時において感染症対策に必要な人員体制を確保できるよう努めていく。	A		

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

達成度について
 A:対応準備が十分できており、新興感染症にすぐに対応できる
 B:対応準備が一定程度できているが、もう少し準備をする必要がある
 C:対応準備に取り掛かったばかりであり、引き続き継続して準備する必要がある
 D:対応準備がまだできていない

No.	分類1	分類2	ページ番号	本文	担当部署	担当課	関連の予算事業名	R7予算額(千円)	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定を含む)	達成度	備考
10	第3部	第2章 情報収集・分析	44	県等は、情報収集等の過程で得られた公表前の県内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)等の機微情報の漏えい等への対策のため、 情報セキュリティの強化や重案が発生した場合の対応手順について整理する。 整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	・埼玉県情報セキュリティポリシー	・機微情報に限らず、県で定める情報セキュリティ対策を実施している。	・引き続き、適切に情報セキュリティ対策を推進していく。	A	
11	第3部	第3章 サーベイランス	49	県は、平時から感染症の発生動向等を市町村が把握できるよう、衛生研究所を中心とした 感染症サーベイランス体制を整備し 、指定届出機関からの患者報告や、JIHSや衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の 報告等を入力できる体制を整備する。 また、県は、新型コロナ対応の経験を踏まえ、諸外国における先事例や論文等の 情報収集・共有体制を整備する。	保健医療部	感染症対策課	感染症監視事業費	245,920	・埼玉県感染症対策要綱 ・埼玉県感染症発生動向調査事業実施要綱	・発生動向調査事業に基づき得られた患者の発生情報や病原体検査の結果を毎週ホームページに掲載した。また、諸外国における先事例等の情報収集体制が構築できる体制を整備した。	・発生動向調査事業に基づき得られた患者の発生情報や病原体検査の結果をホームページに掲載する。	A	
12	第3部	第3章 サーベイランス	50	県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、 家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	農林部	畜産安全課	家畜伝染病予防事業	50,150	・家畜防疫対策要綱 ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針	・特定家畜伝染病防疫指針に基づく高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査を毎月実施している。 ・呼吸器症状を示した飼養豚を病性鑑定する場合に、A型インフルエンザウイルスの保有状況に関するサーベイランスを実施している。	・高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査(延べ50戸) ・飼養豚におけるA型インフルエンザウイルスの保有状況に関するサーベイランス(適宜)	B	

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

達成度について
 A:対応準備が十分できており、新興感染症にすぐに対応できる
 B:対応準備が一定程度できているが、もう少し準備をする必要がある
 C:対応準備に取り掛かったばかりであり、引き続き継続して準備する必要がある
 D:対応準備がまだできていない

No.	分類1	分類2	ページ番号	本文	担当部署	担当課	関連の予算事業名	R7予算額(千円)	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定を含む)	達成度	備考		
13	第3部	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	57	県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、 県民等へ情報提供・共有する内容 について整理する。また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、 情報提供・共有する媒体や方法 について整理する。	県民生活部	広報課	①インターネット広報推進費 ②県ホームページ管理システム運営費 ③県政広報テレビ番組 ④県政広報ラジオ番組 ⑤彩の国だより発信費	①7,621 ②5,152 ③118,311 ④36,787 ⑤248,947	なし	・県ホームページや県公式SNSでの広報 ・県政広報番組での広報 ・県広報紙「彩の国だより」での広報	・県ホームページや県公式SNSでの広報 ・県政広報番組での広報 ・県広報紙「彩の国だより」での広報	A			
					国際課	①外国人総合相談センター設置事業費 ②多文化共生総合推進費	①17,782 ②9,991	なし	①外国人総合相談センター埼玉において、外国人住民からの相談に応じて必要な情報を提供している。 ②外国人住民向けの注意喚起情報等について、必要に応じて多言語に翻訳し、県ホームページ等において発信するとともに、市町村や多文化共生キーパーソン等を通じて周知している。	①外国人総合相談センター埼玉において、外国人住民からの相談に応じて必要な情報を提供する。 ②外国人住民向けの注意喚起情報等について、必要に応じて多言語に翻訳し、県ホームページ等において発信するとともに、市町村や多文化共生キーパーソン等を通じて周知する。	B				
					危機管理防災部	危機管理課	なし	なし	なし	なし	なし	なし	発生し、事態が緊急性を帯びてきて、対策本部を設置する事態となった場合。本部会議で議論された内容を県HP等で公開する。	A	
					保健医療部	感染症対策課	なし	なし	なし	情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B		
14	第3部	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	58	県として一体的かつ整合的な、いわゆる ワンボイスでの情報提供・共有 を行うことができるよう、 必要な体制や方法を整理 する。	危機管理防災部	危機管理課	なし	なし	・埼玉県危機対策本部設置規程	なし	なし	なし	知事までワンボイスで情報共有できる危機事案専用のチャットグループを管理している。対策本部についても即座に設置・運用が可能な体制を取っている。	A	
					保健医療部	感染症対策課	なし	なし	なし	情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B		

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

達成度について
 A:対応準備が十分できており、新興感染症にすぐに対応できる
 B:対応準備が一定程度できているが、もう少し準備をする必要がある
 C:対応準備に取り掛かったばかりであり、引き続き継続して準備する必要がある
 D:対応準備がまだできていない

No.	分類1	分類2	ページ番号	本文	担当部署	担当課	関連の予算事業名	R7予算額(千円)	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定を含む)	達成度	備考
15	第3部	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	58	県は、新型インフルエンザ等発生時に、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	危機管理防災部	危機管理課	なし	なし	なし	なし	なし	A	「危機事案別市町村連絡先一覧」を毎年度整備しており、各市町村における危機事案別の連絡先を把握している。
					保健医療部	感染症対策課	なし	なし	情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
16	第3部	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	58	県は、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手である県民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。	危機管理防災部	危機管理課	なし	なし	なし	なし	なし	A	発生し、事態が緊急性を帯びてきて、対策本部を設置する事態となった場合、本部会議で議論された内容を県HP等で公開する。
					保健医療部	感染症対策課	なし	なし	情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
17	第3部	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	58	県は、新型インフルエンザ等発生時に、県民等からの相談に応じるため、市町村と連携しつつ、コールセンター等の相談体制を構築できるよう準備する。また、市町村に対し、住民ニーズに応じた相談体制を構築するため準備するよう要請する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン	・コロナの相談に応じていたコロナ総合相談センターは、令和6年3月で終了した。令和6年4月以降は従来の救急電話相談(#7119)の体制を拡充し、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について看護師が電話で相談に応じる体制を取る	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」を策定した。 ・相談体制の構築に関する課内業務のマニュアルの整備を進める。	B	
18	第3部	第5章 水際対策	65	県は、感染症有事において県民等に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
19	第3部	第6章 まん延防止	70	県は、感染症有事において、まん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とするべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、円滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデータを用いる。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	まん延防止に関するガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「まん延防止に関するガイドライン」を策定した。 ・情報収集に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
20	第3部	第7章 ワクチン	81	県等は、国及びJHISが行うワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するための人材育成に協力する。また、研究開発体制の強化のため、感染症指定医療機関等と当該人材との連携体制の構築に努める。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	予防接種(ワクチン)に関するガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」を策定した。 ・予防接種(ワクチン)に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B	

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

達成度について
 A:対応準備が十分できており、新興感染症にすぐに対応できる
 B:対応準備が一定程度できているが、もう少し準備をする必要がある
 C:対応準備に取り掛かったばかりであり、引き続き継続して準備する必要がある
 D:対応準備がまだできていない

No.	分類1	分類2	ページ番号	本文	担当部署	担当課	関連の予算事業名	R7予算額(千円)	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定を含む)	達成度	備考
21	第3部	第7章 ワクチン	81	県は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、市町村、県医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議し、以下について体制を構築する。 ・ 県内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握する方法 ・ ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法 ・ 市町村との連携の方法及び役割分担	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	予防接種(ワクチン)に関するガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」を策定した。 ・予防接種(ワクチン)に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
22	第3部	第7章 ワクチン	82	市町村又は県は、医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場の過度の負担とならないよう国に求めるとともに、国の整理を踏まえつつ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うとともに、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	予防接種(ワクチン)に関するガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」を策定した。 ・予防接種(ワクチン)に係る課内業務のマニュアル整備を進める。 ・埼玉県FEMAにおいて、ワクチン接種体制の整備に関する訓練を実施した。	B	
23	第3部	第7章 ワクチン	82	県又は市町村は、それぞれ特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則とした速やかな特定接種を実施できるよう、接種体制を構築する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	予防接種(ワクチン)に関するガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」を策定した。 ・予防接種(ワクチン)に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
24	第3部	第7章 ワクチン	83	県は、市町村との連携のもと、市町村の住民接種体制を補完する仕組みについて平時から準備する。 また、市町村又は県は、国等の協力を得ながら、住民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	予防接種(ワクチン)に関するガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」を策定した。 ・予防接種(ワクチン)に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
25	第3部	第7章 ワクチン	83	市町村又は県は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係者及び学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	予防接種(ワクチン)に関するガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」を策定した。 ・予防接種(ワクチン)に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
26	第3部	第7章 ワクチン	83	県及び市町村は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	予防接種(ワクチン)に関するガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」を策定した。 ・予防接種(ワクチン)に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B	

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

達成度について
 A:対応準備が十分できており、新興感染症にすぐに対応できる
 B:対応準備が一定程度できているが、もう少し準備をする必要がある
 C:対応準備に取り掛かったばかりであり、引き続き継続して準備する必要がある
 D:対応準備がまだできていない

No.	分類1	分類2	ページ番号	本文	担当部署	担当課	関連の予算事業名	R7予算額(千円)	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定を含む)	達成度	備考
27	第3部	第8章 医療	89	県は、感染症有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床利用率、重症者用病床利用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、保健医療部が中心となって予防計画に基づく体制整備を行う。	保健医療部	感染症対策課	新興感染症対策事業費	1,885	医療に関するガイドライン	・入院調整の体制を含む医療提供体制の在り方について検討するため、医療提供体制検討部会を設置した。	・令和7年度は、医療提供体制検討部会において、病床確保の方針や入院調整本部の体制について議論を行った。 ・医療提供体制検討部会での議論の結果等を踏まえ、入院調整や病床確保の課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
28	第3部	第8章 医療	91	県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、通常医療との両立も含め、新型インフルエンザ等発生時における医療提供体制を整備する。 県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	なし	・新興感染症発生時に病床確保や発熱外来を実施する医療機関と、感染症法に基づく医療措置協定を締結した。	・令和6年度に引き続き、協定締結医療機関を募集し、協定を締結していく。	B	
29	第3部	第8章 医療	91	県は、締結した医療措置協定等に基づいて、病床確保、発熱外来及び検査等の要請を行うに際し、感染状況に応じた医療提供体制確保を行うための方針について、平時から検討する。	保健医療部	感染症対策課	新興感染症対策事業費	1,885	医療に関するガイドライン	・入院調整の体制を含む医療提供体制の在り方について検討するため、医療提供体制検討部会を設置した。	・令和7年度は、医療提供体制検討部会において、病床確保の方針や入院調整本部の体制について議論を行った。 ・医療提供体制検討部会での議論の結果等を踏まえ、入院調整や病床確保の課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
30	第3部	第8章 医療	92	県は、平時から、プレハブ病床をはじめとした専用医療施設や臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	医療に関するガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「医療に関するガイドライン」を策定した。 ・課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
31	第3部	第8章 医療	93	県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	なし	・感染症法に基づく医療措置協定において、特別な配慮が必要な患者(妊産婦、小児、透析、精神疾患を有する患者、認知症患者)の専用病床を確保した。	・令和6年度に引き続き、協定締結医療機関を募集し、協定を締結していく。	B	
32	第3部	第9章 治療薬・治療法	103	県は、重点感染症について、国及びJIHSから得られた知見を、保健所、医療機関等に対し、速やかに情報共有できる体制を整備する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	なし	・国やJIHSから通知・ガイドラインが送付されたときに、保健所や医療機関等の関係機関に周知した。	・国やJIHSから通知・ガイドラインが送付された場合は、保健所や医療機関等の関係機関に速やかに周知する。	A	
33	第3部	第9章 治療薬・治療法	103	県等は、国及びJIHSが行う治療薬・治療薬の研究開発の担い手の確保を推進するための人材育成に協力を。 また、研究開発体制の強化のため、感染症指定医療機関等と当該人材との連携体制の構築に努める。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	治療薬・治療法に関するガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「治療薬・治療法に関するガイドライン」を策定した。 ・感染症有事に迅速に治療薬等の臨床試験が実施できる体制の構築を目的として、厚生労働省がJIHSに委託して実施する感染症臨床研究ネットワーク事業(ICROWN)に、県が推薦した医療機関が参加している。	B	

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

達成度について
 A:対応準備が十分できており、新興感染症にすぐに対応できる
 B:対応準備が一定程度できているが、もう少し準備をする必要がある
 C:対応準備に取り掛かったばかりであり、引き続き継続して準備する必要がある
 D:対応準備がまだできていない

No.	分類1	分類2	ページ番号	本文	担当部署	担当課	関連の予算事業名	R7予算額(千円)	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定を含む)	達成度	備考	
34	第3部	第9章 治療薬・治療法	104	県は、国及びJIHSから得られた新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関等、医療従事者等及び県民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	なし	・国やJIHSから通知等が送付されたときに、保健所や医療機関等の関係機関に周知する体制を整備した。	・国やJIHSから通知等が送付された場合は、保健所や医療機関等の関係機関に速やかに周知する。	A		
35	第3部	第9章 治療薬・治療法	104	県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を要請する。	保健医療部	感染症対策課	新型インフルエンザ対策事業費	5,661	なし	なし	・新型インフルエンザの発生時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給に係る事項を検討するため、埼玉県抗インフルエンザウイルス薬対策検討会議を設置した。	・埼玉県抗インフルエンザウイルス薬対策検討会議において、備蓄薬の放出に関する基準・スキームについて議論し、方向性をまとめた。 ・会議での内容を整理し、(一社)埼玉県医薬品卸業協会との協定の見直しを進める。	B	
36	第3部	第10章 検査	110	県等は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、衛生研究所、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等感染症有事に検査の実施に関与する機関(以下、「検査関係機関等」という。)との間の役割分担を平時から確認する。 また、県は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行う。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	なし	なし	・新興感染症発生時に当該感染症に係る検査を実施する民間検査機関等と感染症法に基づく検査等措置協定を締結した。	・引き続き検査等措置協定に基づく検査実施能力について、予防計画に定める数値目標以上の能力の維持に努めつつ、必要に応じて検査機関と協定を締結する。 ・検査体制に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
37	第3部	第11章 保健	118	県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送り出し及び受け入れ等に関する体制を構築する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	保健に関するガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「保健に関するガイドライン」を策定した。国のほうで、都道府県間の人材派遣のルールを定めた。 ・課内業務のマニュアルの整備を図る。	B		
						保健医療政策課	なし	なし	なし	なし	・内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部に職員を派遣し、感染症危機に即応できる人材の育成を図っている。	・引き続き職員の派遣を検討するとともに、効果的な新規派遣先の開拓にも努めていく。	B	
38	第3部	第11章 保健	118	県等は、保健所における流行開始(新型インフルエンザ等感染症等)に係る発生等の公表)から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	なし	なし	・予防計画で定める保健所の体制確保に係る保健医療部外からの応援職員の確保について、庁内へ依頼した。	・次年度の各保健所の職員定数を踏まえ、応援職員数を更新する。 ・疫学調査に従事するIHEAT要員の増強をはかるとともに、研修・訓練を実施した。	A	
						保健医療政策課	なし	なし	なし	なし	なし	・予防計画に定める応援職員の準備を各部署に対して依頼している。 ・当該依頼の中では、保健所ごとに必要な応援職員の数やその職位をあらかじめ各部署に対して割り振っており、感染症危機発生時には当該割り振りに基づき各部署から保健所へ速やかに応援職員を派遣していただく予定である。	・次年度の保健所の定数に応じて必要な応援職員数が増減するため、毎年度末ごとに全庁向けに依頼文を发出していく。	A

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

達成度について
 A:対応準備が十分できており、新興感染症にすぐに対応できる
 B:対応準備が一定程度できているが、もう少し準備をする必要がある
 C:対応準備に取り掛かったばかりであり、引き続き継続して準備する必要がある
 D:対応準備がまだできていない

No.	分類1	分類2	ページ番号	本文	担当部署	担当課	関連の予算事業名	R7予算額(千円)	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定を含む)	達成度	備考	
39	第3部	第11章 保健	120	県は、保健所と地域のICNをはじめとした感染対策に従事する看護師等の情報共有等を図り、感染症有事における連携体制を構築する。	保健医療部	感染症対策課	感染症専門人材育成・連携事業	816	保健に関するガイドライン	・毎年、地域の関係者の連携強化、新興感染症発生時の役割分担を円滑に行える体制構築を図るため、県内の感染症対策の専門家(ICN、ICD)との情報交換会を実施している。	・毎年、地域の関係者の連携強化、新興感染症発生時の役割分担を円滑に行える体制構築を図るため、県内の感染症対策の専門家(ICN、ICD)との情報交換会を実施する。 ・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「保健に関するガイドライン」を策定した。	B		
40	第3部	第11章 保健	121	県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集及び分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築するとともに、保健所や衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制や設備等の整備、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルズ支援等の必要な対策を講ずる。また、県は、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるような体制を整備する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	なし	健康危機対処計画	・予防計画や行動計画の改定を受けて、各保健所の健康危機対処計画の見直し支援を行った。	・昨年度の見直しの支援の結果、各保健所の健康危機対処計画の改定完了を確認した。 ・庁内の役割分担を定めた対策本部要綱を策定した。	A	
					保健医療部	保健医療政策課	新興感染症対策事業費	16,355	埼玉県衛生研究所健康危機対処計画	・最大1000件/日遺伝子検出検査が実施可能な全自動PCR機器導入 ・最大100件/週程度の全ゲノム解析可能な次世代シーケンサー(NGS)追加導入 ・健康危機対処計画に基づく実践型訓練を行い、平時から円滑に有事体制に移行し、検査が実施できる体制を整備 ・予防計画に定める応援職員の準備を各部署に対して依頼している。 ・当該依頼の中では、保健所ごとに必要な応援職員の人数やその職位をあらかじめ各部署に対して割り振っており、感染症危機発生時には当該割り振りに基づき各部署から保健所へ速やかに応援職員を派遣していただく予定である。 ・市町村保健師に併任をかけている。 ・平時には連絡調整会議・専門研修等を通じて感染症の知識・経験の蓄積を行う。 ・感染拡大時には県保健所へ派遣し、積極的疫学調査などに従事いただく。	・健康危機対処計画に基づく実践型訓練で全自動PCR機器を活用する。 ・新型コロナウイルス感染症でのNGS解析を継続するとともに行政検査に役立つ他の病原体での活用を検討する。 ・次年度の保健所の定数に応じて必要な応援職員数が増減するため、毎年度末ごとに全庁向けに依頼文を発出していく。 ・市町村からの採用、退職、人事異動などによる内申に適宜対応する。	A		
					総務部	職員健康支援課	①長時間労働健康相談 ②精神保健相談(精神科医による健康相談) ③ストレスカウンセリング	①2,904 ②1,752 ③792	①長時間労働健康相談実施要領 ②精神保健相談実施要綱 ③ストレスカウンセリング実施要領	・職場内の感染拡大が疑われる事例が発生した際には、保健師が必要な対応等、適宜、助言している。 ・感染流行期には、掲示板やポップアップにより注意喚起を行っている。 ・状況によっては、対面だけでなく、オンラインによる長時間労働健康相談を実施	・左記取組を継続	A		

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

達成度について
 A:対応準備が十分できており、新興感染症にすぐに対応できる
 B:対応準備が一定程度できているが、もう少し準備をする必要がある
 C:対応準備に取り掛かったばかりであり、引き続き継続して準備する必要がある
 D:対応準備がまだできていない

No.	分類1	分類2	ページ番号	本文	担当部署	担当課	関連の予算事業名	R7予算額(千円)	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定を含む)	達成度	備考
41	第3部	第11章 保健	121	県等、保健所及び衛生研究所等は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス、急性呼吸器感染症(ARI)等の流行状況(病原体ゲノムサーベイランスを含む。)を迅速に把握する体制を整備する。	保健医療部	感染症対策課	①感染症監視事業費 ②感染症流行予測調査等事業費(感染症流行予測調査)	①245,920 ②2,621	埼玉県感染症対策要綱 埼玉県感染症発生動向調査事業実施要綱	・発生動向調査事業として、保健所や衛生研究所と連携し、流行状況の把握を迅速に実施した。	・発生動向調査事業として、保健所や衛生研究所と連携し、流行状況を迅速に把握する体制を継続する。	A	
42	第3部	第11章 保健	122	県等、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。	農林部	畜産安全課	家畜伝染病予防事業	50,150	・家畜防疫対策要綱 ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針	・特定家畜伝染病防疫指針に基づく高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査を毎月実施している。 ・呼吸器症状を示した飼養豚を病性鑑定する場合に、A型インフルエンザウイルスの保有状況に関するサーベイランスを実施している。	・高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査(延べ50戸) ・飼養豚におけるA型インフルエンザウイルスの保有状況に関するサーベイランス(適宜)	B	
43	第3部	第11章 保健	122	県等は、国から提供された情報をはじめ、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動や対策等について、地域の実情に応じた方法で、県民に対して情報提供・共有を行う。 また、県民への情報提供・共有方法や、県民向けコールセンター等の設置をはじめとした県民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、感染症有事の際に速やかに感染症情報の県民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
44	第3部	第11章 保健	122	県等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である県民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、県民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に資する方法等を整理する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン	なし	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進める。	B	
45	第3部	第12章 物資	134	県は、感染症対策物資等の需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、国及び関係機関との連絡・情報共有体制を整備する。	保健医療部	感染症対策課	なし	なし	なし	・新型インフルエンザの発生時、県が備蓄薬の放出を決定したときに、埼玉県内の医療機関等へ円滑に供給することを目的として、(一社)埼玉県医薬品卸業協会と協定を締結している。	・抗インフル薬の流通状況等の把握手法等を検討するため、埼玉県抗インフルエンザウイルス薬対策検討会議を設置しており、会議を開催した。 ・会議での内容を整理し、(一社)埼玉県医薬品卸業協会との協定の見直しを進める。 ・感染症有事の際の個人防護具の配送方法、配布の優先順位も整理していく。	B	

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

達成度について
 A:対応準備が十分できており、新興感染症にすぐに対応できる
 B:対応準備が一定程度できているが、もう少し準備をする必要がある
 C:対応準備に取り掛かったばかりであり、引き続き継続して準備する必要がある
 D:対応準備がまだできていない

No.	分類1	分類2	ページ番号	本文	担当部署	担当課	関連の予算事業名	R7予算額(千円)	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定を含む)	達成度	備考
46	第3部	第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保	141	<p>県は、新型インフルエンザ等発生時に、県民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国の関係省庁、市町村、指定地方公共機関、関係業界団体との間で、連絡窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。</p> <p>また、県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携、また内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。</p>	危機管理防災部	危機管理課	なし	なし	なし	なし	会議での内容を整理し、(一社)埼玉県医薬品卸業協会との協定の改定を行っていく。	A	「危機事案別市町村連絡先一覧」を毎年度整備しており、各市町村における危機事案別の連絡先を把握している。
					産業労働部	産業労働政策課	なし	なし	なし	・毎年度、関係業界団体(埼玉県経済6団体)の組織体制や県との連絡窓口となる担当者等を確認しており、情報共有体制を整備している。	また、感染症有事の際の個人防護具の配送方法、配布の優先順位も随時整理していく。	A	
47	第3部	第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保	141	<p>県及び市町村は、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。</p> <p>また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施する。</p>	企画財政部	行政・デジタル改革課	DX推進事業	415,381	なし	・ノーコードツールなど、デジタルツールを整備し、行政DXを推進している。	・ノーコードツールなど、デジタルツールを整備し、行政DXを推進している。	A	
						情報システム戦略課	申請届出手続電子化推進事業費	91,712	なし	・各種行政手続にて汎用的に利用可能な電子申請・届出サービスを用意している。	・各種行政手続にて汎用的に利用可能な電子申請・届出サービスを用意している。	A	
48	第3部	第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保	143	<p>県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。</p>	保健医療部	生活衛生課	なし	なし	・埼玉県広域火葬実施要領 ・埼玉県広域火葬実施要領の策定 ・葬祭業団体等との協定締結 ・関東甲信越静ブロック広域火葬連絡通信訓練	・埼玉県広域火葬実施要領の策定 ・葬祭業団体等との協定締結 ・関東甲信越静ブロック広域火葬連絡通信訓練	A		

市町村行動計画改定の進捗状況について（令和7年12月5日時点）

- 市町村は、学識経験者からの意見聴取などを行ったうえで、市町村行動計画を改定し、改定後速やかに議会への報告、知事への報告を行うこととなっている。
- この一連の手続きについては、令和8年7月までの完了を国から求められている。

	①変更作業着手	②学識経験者 意見聴取	③他の地方公共 団体の長からの 意見聴取	④県行動計画と の整合性確認	⑤パブリック コメントの実施
完了数	63/63市町村	31/63市町村	9/22市町村	23/63市町村	1/23市町村
全市町村 完了(見込)時期	令和7年9月	令和8年3月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年4月
	⑥市町村 行動計画変更	⑦議会への 報告・公表	⑧知事への報告	②,③,⑥,⑦,⑧は特措法にて 定められた手続き	
完了数	0/63市町村	0/63市町村	0/63市町村	②...特措法第7条第3項、第8条第7項、第8項 ③...特措法第8条第3項、第8項 ⑥...特措法第8条第1項 ⑧...特措法第8条第4項、第8項 ⑦...特措法第8条第6項、第8項	
全市町村 完了(見込)時期	令和8年6月	令和8年6月	令和8年7月		

医療提供体制検討部会における検討状況について



所掌事務

新型インフルエンザ等発生時の入院調整の在り方や、医療措置協定に基づく要請の切り替えの考え方など、医療提供体制の確保に関する方針(案)を検討

開催状況

- 第1回 令和7年5月27日
- 第2回 令和7年9月3日
- 第3回 令和8年1月22日

医療提供体制検討部会 委員 ※敬称略

	委員名	所属・経歴など
1	丸木 雄一	埼玉県医師会 副会長、感染症対策推進部会 部会長
2	清田 和也	さいたま赤十字病院 院長、元重症支援コーディネーター(救急医療)
3	守谷 俊	自治医科大学付属さいたま医療センター 副センター長(救急医療)
4	樽本 憲人	埼玉医科大学病院 院長補佐・感染症対策室長(感染症、感染制御)
5	坪井 謙	さいたま市民医療センター 内科部長・救急総合診療科長、元重症支援コーディネーター
6	倉島 一喜	県立循環器呼吸器病センター 副病院長(呼吸器内科) 元重症支援コーディネーター
7	赤羽 典子	疾病対策課 副課長、元感染症対策課(入院調整)
8	石北 芽依	南部保健所 主任、元感染症対策課(入院調整)
OBS	星 永進	社会福祉法人埼玉慈恵会 介護老人保健施設ぬくもり 施設長、元新型コロナウイルス感染症県調整本部長、元県立循環器・呼吸器病センター長

医療提供体制検討部会における検討状況について

令和7年度の取組

コロナ禍の経験を踏まえ、次の感染症有事における病床確保や入院調整に関する取組の方針を協議

部会での主な意見

① 病床確保について

- 病床の確保に係る知事の要請については感染状況に応じて段階的に行うこととする。
- 病床確保計画を定め、コロナ禍よりも早いタイミングでメディカル・アラートの発出や次のフェーズへの移行を実施する。
- 入院待機者の一時受入れ施設として、宿泊療養施設の活用及び入院待機ステーションの設置を検討する。
- 疑似症患者に対応するため、協定を見直し、確保病床の一部を疑似症患者専用病床へ転用することを検討する。
- 協定締結病床について定期的に医療機関へ調査を行い、実効性を担保していく。
- 病床確保の実効性を担保するための経済的手法については、国の対処方針や財政支援を踏まえた上で、より患者受入れのインセンティブになるよう、受入実績に応じた手法を中心に検討する。
- 医療機関ごとの病床使用率や受入率(受入回数/受入要請回数)などを整理して協定締結機関に共有し、透明性を確保する。

② 入院調整本部について

- 次の感染症有事においても、県が保健所設置市分を含めた全県の感染者の入院調整を行う。
- 入院調整本部は必要な人員を配置して24時間体制とし、夜間はオンコールとしない対応を検討する。
- 人員は本部長の医師のほか、保健師、看護師、消防関係者、一般事務職員とする。また、県内の医療機関の救急医、集中治療医のうち一定以上の経験がある医師を重症支援コーディネーターとして任命し、県調整本部を支援する体制を構築する。そのほか、産科リエゾンや透析災害医療コーディネーターなどとも連携する。
- 自宅療養中等における体調の急変により救急要請した感染者についても、原則として入院調整本部で入院調整を行うが、緊急度の高い患者に関する入院調整方法については、今後消防関係者と調整する。
- 入院調整にAIを活用するなどDX化を推進し、効率化を進める。

医療提供体制検討部会における検討状況について

今後について

■ 令和7年度

- ・ 部会でいただいた意見をもとに、関係機関と調整を行うなどし、新興感染症発生時における病床確保や入院調整本部の対応について、県の業務マニュアルを整備

■ 令和8年度

- ・ 入院調整に特化した内容の訓練を実施し、医療機関、県入院調整本部関係者、保健所等の関係機関の対応力の向上を図る。
- ・ 訓練を通じた課題等を踏まえ、マニュアルの見直しを実施
- ・ 訓練やマニュアルの内容等について、医療提供体制検討部会において議論

令和7年度の研修・訓練の実施状況(令和7年12月1日時点)

No.	実施主体	担当課所	種別	研修・訓練の名称	概要	実施期間・時期	主な対象者	参加人数	研修・訓練の成果・課題
1	埼玉県	感染症対策課	研修	感染症専門人材研修	県内の医療機関(病院・有床診療所)において、感染症発生時における初期対応や専門家の助言内容の実践ができる人材を育成する。研修の構成としては、座学(eラーニング)、演習、実習となっている。	令和7年9月1日~12月17日	病院・有床診療所の職員	141名	eラーニングや演習に加え、模範となる病院の感染症対策に係るカンファレンス等に参加する実習を行うことで、実践に特化した役割を担う人材の育成を図った。一方で、当該研修は令和4年から実施しているが、未受講の医療機関もあるため、引き続き、周知・勧誘を行う必要がある。
2	埼玉県	感染症対策課	研修	協定締結医療機関向け研修	協定締結医療機関に勤務する医療従事者が、感染症発生時の対応の基礎を学ぶことにより、感染症が発生した時の初期段階の対応や、医療機関内での感染拡大を未然に防止する事を目的とする。研修の構成としては、座学(eラーニング)となっている。	令和7年9月25日	協定締結医療機関(薬局を除く)の職員	2,257機関(案内先医療機関)	eラーニングによる16項目の研修を実施し、協定締結医療機関の対応力向上を図った。一方で、従来の研修内容では医療措置協定の流れについて学ぶことができていないため、医療措置協定に関する動画等の作成を検討している。
3	埼玉県	感染症対策課	研修	協定締結医療機関(薬局)向け研修	協定締結医療機関における薬局の役割は他の医療機関と異なる。薬局の実情に即した研修を実施し、協定発動時の円滑な体制確保を図ることを目的とする。研修の構成としては、座学(eラーニング)となっている。	令和8年3月に実施予定	協定締結医療機関(薬局)の職員	2,370機関(案内予定医療機関)	
4	埼玉県	感染症対策課	研修	ECMO講習会	新興感染症対策として、埼玉県内で重症呼吸器不全の治療手段であるECMO機器の適切な運用ができる医療機関確保を目的とする。埼玉県内の医療機関に所属する医師・看護師・臨床工学技士などの医療従事者がECMOについて体系的に学び、実践的なスキルを習得する研修となっている。	令和8年2月に実施予定	ECMOを導入しているまたは導入を検討している医療機関の職員	32名(予定)	
5	埼玉県	感染症対策課	研修	IHEAT要員向け研修	IHEAT要員に対して、健康危機発生時に速やかに保健所等の業務を支援できるように、感染症の基本的な知識や保健所等を支援する業務の実施方法・手順などの研修を行う。研修の構成としては、(1)基礎研修(eラーニング)、(2)応用研修、(3)実践型訓練、(4)国立感染症研究所IHEAT専門講習となっている。	(1)令和7年7月22日~11月30日 (2)令和7年10月7日 (3)令和7年11月27日 (4)令和7年10月1日~令和8年1月31日	IHEAT要員(第1支援自治体が埼玉県の者)	25名	eラーニングによる基礎知識や応用研修による積極的疫学調査などの研修・訓練を実施し、実践力の向上を図った。応用研修及び実践型訓練では、ケーススタディやロールプレイといった参加者同士の交流の機会を設けたことで、平時から顔の見える関係の構築を図った。
6	埼玉県	感染症対策課	研修	訪問看護師の感染管理研修	感染拡大防止をよる安定した自宅療養の確保等を図るため、ICNを講師とした訪問看護師への研修を行う。埼玉県訪問看護ステーション協会が実施する(1)新任訪問看護師集合研修及び(2)訪問看護教育ステーション事業の中で感染管理研修を行う。	(1)前期 令和7年7月17日(後期:令和8年1月15日に実施予定) (2)第1回 令和7年8月6日、第2回 令和7年10月23日	訪問看護師	(1)40名(予定) (2)60名	(1)新任期の訪問看護師に対し、感染対策の基礎知識の講義及びPPE着脱演習を実施、実践力の向上を図った。 (2)中堅期以降の訪問看護師に対し、訪問看護の現場において重要な感染対策の講義を実施、現場対応力のさらなる向上を図った。
7	埼玉県	感染症対策課	研修	高齢者施設の感染対策事例集	ICNの実地調査により、クラスター発生施設等の事例・対策を取りまとめ、事例集を作成。事例集は県老人福祉施設協議会等を通じ、県内施設へ共有する。	実地調査:令和7年6月~8月 事例集完成は令和7年12月末を予定	高齢者施設職員	調査5施設普及全施設	施設調査の結果を踏まえ、利用者の特性に応じた予防体制の確立、対応手順の標準化、情報共有と連携の強化を柱として、判断の迅速化および継続的かつ再現性のある感染対策の実現を可能とする事例集を現在編成中である。

No.	実施主体	担当課所	種別	研修・訓練の名称	概要	実施期間・時期	主な対象者	参加人数	研修・訓練の成果・課題
8	埼玉県	感染症対策課	訓練	埼玉版FEMAによる感染症対応訓練	埼玉版FEMAによる図上訓練を通じて、新型コロナウイルス等感染症発生時において対処すべき事項や役割分担について、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の対応力を強化する。 新型コロナウイルス等感染症を念頭に感染症の流行初期及び流行初期以降のフェーズで各1回訓練を実施。	(1)令和7年8月25日 (2)令和7年11月12日	内閣感染症危機管理統括庁、厚生労働省、JIHS、県関係機関、医療機関、宿泊療養施設、保健所設置市、関連団体等	(1)51機関 (2)45機関	「埼玉県新型コロナウイルス等対策行動計画」の13項目すべてについて検討し、計画の実行性を検証した。新型コロナウイルス等感染症発生時における連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認し、関係機関同士の強固な連結を推進した。 一方で、入院医療については、県・保健所・医療機関の緊密な連携体制の必要性を認識したため、図上訓練とは別に実働的な訓練の実施を検討している。
9	埼玉県	感染症対策課	訓練	実践型訓練(全県)	新興感染症など感染症有事の対応に係る実践型訓練を行う。 なお、令和6年度は防衛医科大学病院、埼玉石心会病院、狭山保健所、衛生研究所と連携して、患者の受診から搬送までの訓練を行った。	令和7年12月12日に実施予定	県感染症対策課、医療機関、保健所、衛生研究所等	76名 (R6実績)	
10	埼玉県	南部保健所	研修	高齢者施設向け感染症研修会	感染症への対応力向上を図るため、高齢者福祉施設等の職員に対して、感染予防策や感染拡大防止策についての知識と対応方法に関する研修を実施する。	令和8年1月頃に実施予定	社会福祉施設職員、行政職員	30名	
11	埼玉県	南部保健所	訓練	健康危機対応計画(感染症編)机上訓練	感染症法改正に伴う医療措置協定締結後、管内医療機関が取組んだ整備内容やこれまでの新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、感染症発生・まん延時に医療を提供する体制の確保に向け、今後整備すべき課題を地域全体で共有し、管内の感染対策向上ならびに保健・医療供給体制の整備を推進する。	令和7年12月18日に実施予定	医療機関、行政職員	51名(参加申し込み)	
12	埼玉県	南部保健所	訓練	所内着脱訓練	新興感染症等の発生を想定し、平時から感染対策の正しい着脱、搬送方法ができる体制を整え健康危機管理能力向上を図る。	(1)令和7年6月16日 (2)令和7年8月5日 (3)令和7年9月24日 (4)令和7年11月10日・11日 (5)令和7年12月15日に実施予定	(1)所内感染症担当職員 (2)所内感染症担当職員、保健予防転入者職員 (3)所内感染症担当職員 (4)保健所職員 (5)所内感染症担当職員	(1)5名(2)7名 (3)6名(4)30名 (5)5名	感染症担当職員が定期的に訓練を行い手技の習得や学びを重ねた。それにより、全保健所職員対象の訓練を効率的に行うための内容を検討し実施ことが出来た。今後も恒常的な訓練の実施を継続していくことが課題となる。
13	埼玉県	朝霞保健所	研修	高齢者施設向け感染症研修会	感染症への対応力向上を図るため、高齢者福祉施設等の職員に対して、感染予防策や感染拡大防止策についての知識と自施設でできる対応方法に関する研修を実施する。	令和7年9月29日	高齢者施設・障害者施設職員(職種問わず)	30名	コロナ禍明け、初めて本事業の集合研修を実施。各市町から3名以上の参加あり。講義・演習・デモンストレーション見学・グループワークを組み込んだ内容とした。成果として、介護士・看護師だけではなく管理者の参加もあり、自施設の感染対策の見直し・改善につながったと考える。演習を取り入れることで、日々の感染対策の振り返りを行う機会となり、かつ地区毎のグループにしたため、研修を通じて管内のICNと参加者の顔の見える関係づくりとなった。課題として、限られた時間の中での研修のため、演習の要点を絞り、感染対策の基礎となる手洗いやPPE着脱等、繰り返し訓練が必要な手技について重点を置いた内容にする等、改善が必要がある。

No.	実施主体	担当課所	種別	研修・訓練の名称	概要	実施期間・時期	主な対象者	参加人数	研修・訓練の成果・課題
14	埼玉県	朝霞保健所	訓練	感染症患者移送訓練	帰国者が新型インフルエンザ等感染症への感染が判明、感染可能期間に朝霞保健所管内の医療機関に入院している家族に面会しており、その入院患者が発症したという想定で、医療機関間の患者移送や個人防護具の着脱等をシミュレーションし、感染症発生時の対応の強化を図る。	令和7年10月21日	医療機関・保健所職員	30名	移送する病院間をTEAMSで繋ぎ、常時訓練の状況を共有することで、互いの施設における搬送の導線や職員配置などの課題を見出すことができた。 また、保健所職員は移送に係る実際の訓練を体験することで、対応を要する住民が発生した時も即時対応できるような所内体制の構築に寄与した。 今後も、搬送訓練を実施したことのない医療機関や施設と連携して取り組みを継続していく必要がある。
15	埼玉県	朝霞保健所	訓練	所内PPE着脱訓練	新型インフルエンザ等感染症発生時に迅速に対応することができるよう個人防護具の着脱訓練を実施し、所内の感染症対策の対応強化を図る。	①令和7年12月5日 ②令和7年12月10日 ③令和8年1月16日に実施予定	朝霞保健所職員	22名	所内職員を対象にフルPPEの着脱訓練を実施。12月5日(1回目)11名参加、12月10日(2回目)11名参加あり。2人一組となり、動画にて着脱手順を確認後、チェックリストに沿って個人防護具の着衣を実施。絵具で汚染部位を可視化し、脱衣を行った。担当により着脱技術の習得状況が異なるため、年に1回の訓練を通じて個々の手順の見直しや防護具のサイズ確認が必要である。また、管内市町においても新型インフルエンザ等の計画策定が進んでおり、今後市町と連携した訓練も必要と考える。
16	埼玉県	春日部保健所	研修	高齢者施設向け感染症研修会	感染症への対応力向上を図るため、高齢者福祉施設等の職員に対して、患者発生時の初動対応及び感染拡大防止策についての知識と対応方法に関する研修を実施する。	令和7年10月3日	社会福祉施設職員、行政職員	45名	地域の実情に沿った研修の実施に向けて、管内のICNと企画段階から共同して実施した。医療機関からみた施設の課題と行政がみる施設の課題を共有することができた。 今回は、感染症対策の基本について講義と実技を合わせた実践型の研修とした。参加者はそれぞれの施設で対策を取れていると思っていたのだが、手洗いチェッカーやマスク、ガウンの着脱等の実技を行ったところ、思った以上に十分に手が洗えておらず、知識と実践が伴っていないことが課題と考えられた。参加者に対する動機づけはできたと思われるが、参加していない施設に関する対策について、検討する必要があると考える。 また、高齢者施設の職員は比較的対策に関する技術も知識も持ち合わせた方が多かったが、障害者施設の職員については、更に対策が必要であることがわかった。近年、障害者のGHも増加しており、障害によりマスク着用や手洗い等の基本的な予防ができない利用者もおり、障害者施設に対する感染対策の普及啓発も今後の当所の課題と考える。
17	埼玉県	春日部保健所	訓練	感染症患者移送訓練	第二種感染症指定医療機関の協力のもと、新型インフルエンザ等感染症に感染した疑いのある帰国者が、保健所管内の自宅で発症した想定で、医療機関への患者移送訓練を行うことにより、有事に備えた感染症発生時の対応の強化を図る。	令和7年12月24日に実施予定	医療機関、消防機関	申込22名	
18	埼玉県	草加保健所	研修	高齢者施設向け感染症研修会	感染症への対応力向上を図るため、高齢者福祉施設等の職員に対して、感染予防策や感染拡大防止策についての知識と対応方法に関する研修を実施する。	令和7年12月3日に実施予定	社会福祉施設職員、行政職員、管内医療機関に勤務する感染管理看護師	22名	

No.	実施主体	担当課所	種別	研修・訓練の名称	概要	実施期間・時期	主な対象者	参加人数	研修・訓練の成果・課題
19	埼玉県	草加保健所	訓練	感染症患者移送訓練	新型インフルエンザ等感染症に感染した疑いのある帰国者が、草加保健所管内の自宅で発症したという想定で、医療機関への患者移送や個人防護具の着脱等をシミュレーションし、感染症発生時の対応の強化を図る。	令和7年12月3日に実施予定	保健所職員、医療機関職員	20名	
20	埼玉県	草加保健所	訓練	新型インフルエンザ等対応訓練	移送、防護具(N95マスク・タイバック)の着脱を訓練し、感染症への対応力向上を図る。	令和7年6月4日	保健所職員	15名	<ul style="list-style-type: none"> ・個人防護具の着脱が未経験の職員が多いが、着脱の経験ある職員も改めてやってみると特に脱衣の清潔操作の難しさを再認識することができ、毎年繰り返し訓練を行うことが重要であることが確認できた。 ・今後、清潔不潔を意識しながら着脱を行えるよう、防護服の表面を着色料で汚染した状態で着脱を行いたい。 ・防護服を1～2時間着用した状態で、動きにくさや息苦しさを経験できる機会を設けることも今後の課題となる。
21	埼玉県	草加保健所	訓練	N95マスクフィッティング訓練	感染症対応において自分に合ったマスクを選び、正しく装着し、最大限の防護効果を得るための着脱訓練	令和7年11月26日	保健所職員	12名	<ul style="list-style-type: none"> ・同じマスクでも姿勢や動作によってフィット感に差が出て、顔にあったマスクを選択する必要性を改めて認識した。 ・マスクの種類やサイズも把握するため、定期的な確認により自分に合うマスクと、その付け方を把握しておく必要がある。 ・管内医療機関及び県内保健所職員への貸し出し等を行い、感染対策の向上に努めたい。
22	埼玉県	鴻巣保健所	研修	高齢者福祉施設等職員向け感染症対策研修会	感染症の重症化リスクが高い高齢者が利用する施設では、平時から感染症対策の取組を強化することが重要である。高齢者福祉施設等の職員が、感染予防策や感染拡大防止策についての知識と対応方法を習得し、感染症への対応力の向上を図る。	令和7年12月9日に実施予定	管内社会福祉施設職員(入所を伴う高齢者施設・障害者福祉施設)、行政職員	39名	
23	埼玉県	鴻巣保健所	研修	感染症対策研修動画	管内感染管理認定看護師連絡会議のメンバーと協働して動画を作成し、YouTube限定公開を行う。時間や場所を問わず、感染症対策研修動画を気軽に繰り返し視聴することで、施設職員が感染症対策に関する知識や対応技術を習得し、対応力の向上を図る。	令和7年11月	高齢者福祉施設等職員	無制限 (12/22時点 再生回数:87回)	<p>感染経路別予防策としてノロウイルスや感染性胃腸炎等を原因とする嘔吐物の処理について動画を作成。管内ICNと協力し、高齢者施設においてもわかりやすく実施しやすい動画となった。実際の現場でも手技、を忘れたとしても繰り返し視聴することが出来る。高齢者施設向け研修でアンケートを実施したため、アンケートの結果により今後の動画作成の参考としていく。今後は作成した動画をさらに多くの施設職人に見てもらうための周知方法を検討していく必要がある。</p>
24	埼玉県	鴻巣保健所	訓練	新興感染症患者発生時対応訓練	新興感染症患者発生時の初動対応訓練・感染症業務訓練(相談対応・移送・検体搬送・PPE着脱・院内体制整備等)・情報伝達訓練を想定した実践的な訓練を実施することで、保健医療関係者が健康危機の知識と実効性のある対応方法を習得し、地域の感染症対応力の向上を図る。	令和7年11月5日	医療機関職員、管内感染管理認定看護師連絡会議メンバー、埼玉県感染症対策課職員、鴻巣保健所職員	48名	2医療機関のICNと6月から打合せを重ね、搬送を伴う実動訓練を実施した。今年度は2医療機関とも実際の病院内の場所を使用していたことから院内放送や人払いを行う場面が加わり実効性をより確保する訓練となった。実際現場のNSからは「実際起きたらどう動くかがわかってよかった」等の発言があった。また、訓練を通して院内外の関係職員と連携を強化できた。連絡調整の方法や伝達項目、消防を含めた訓練の必要性といった課題もみられた。
25	埼玉県	鴻巣保健所	訓練	新興感染症等対応 所内搬送訓練	新興感染症等患者の発生時の初動を想定し、鴻巣保健所保健予防推進担当職員全員を対象とし、ガウン等着脱訓練、搬送車両の操作訓練、アイソレーター付き車椅子を使用した患者の搬送訓練を実施する。	令和7年11月17日・18日	鴻巣保健所職員(保健予防推進担当)	17名	<p>アイソレーター付き車いす、搬送車の操作手順を確認することができた。また、個人防護具を使用して、訓練を実施したことで、より実践的な訓練となった。</p> <p>参加者は患者、患者対応、運転の役割を経験し、振り返りをしたことで、患者にとって安楽な方法、介助者にとって安全な方法について考えることができた。</p> <p>搬送車は使用頻度が少ないため、定期的に訓練を行い、搬送車を使用する際に適切に使用できるように継続的に実施する必要がある。</p>
26	埼玉県	鴻巣保健所	訓練	新興感染症等対応 所内着脱訓練	新興感染症等患者の発生時を想定し、鴻巣保健所職員全員を対象とし、個人防護具の着脱訓練を実施する。	令和8年2月に実施予定	鴻巣保健所職員	45名	

No.	実施主体	担当課所	種別	研修・訓練の名称	概要	実施期間・時期	主な対象者	参加人数	研修・訓練の成果・課題
27	埼玉県	東松山保健所	研修	高齢者・障害者施設向け感染症研修会	高齢者・障害者施設の職員向けに、感染症対応と予防策の基本を学び、感染症対応能力を推進を目的とした研修会を実施する。	令和7年8月19日	高齢者・障害者施設職員	15名	手指衛生の重要性、場面に応じた防護具選択の理解が深まった。日頃の感染対策の気づきを得る機会となった。障害者施設職員における研修会のニーズがある。
28	埼玉県	東松山保健所	訓練	感染症対応訓練	新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応能力向上を図るため、患者の移送訓練又は感染症発生時の机上訓練等を実施する。	3月初週に実施予定	医療機関職員、行政職員	20名	
29	埼玉県	坂戸保健所	研修	川越比企保健医療圏施設向け感染症対策研修会	川越比企保健医療圏が一体となり、高齢者施設および障害者施設を対象に、感染症対策の知識向上と対応能力強化を目的とした研修会を行う。また、広域的な周知を図り、より多くの施設に受講の機会を提供する。	令和7年10月 令和7年11月5日(水)	社会福祉施設職員、行政職員	22名	<p>研修会概要</p> <p>日時・場所:令和7年11月5日 坂戸保健所多目的ホール</p> <p>対象者:川越比企保健医療圏の高齢者及び障害者施設職員</p> <p>タイトル:「清潔で安心な施設を目指して～感染対策は清掃がカギ～」</p> <p>講師:丸木記念福祉メディカルセンター 松本千秋 氏</p> <p>目的:施設内の日常清掃及び環境整備を足がかりに、施設内の感染リスクを理解し、日常業務に反映させることで感染対策の標準化を目指した。</p> <p>内容:講義(清掃の必要性、清掃方法及び清掃用具の保管場所、)</p> <p>実技:アデノシン三リン酸ふき取り検査を実施</p> <p>グループ討議:各施設の清掃課題とその課題に対する改善策をKJ法を用いて討議。</p> <p>課題:施設内での清掃のやり方が個々に異なり、統一されていない現状があった。清掃用具の管理方法(特にモップ)が統一されておらず、スポンジやモップの交換頻度も不明確であった。</p> <p>施設内清掃を職員が担当した場合、職員の清掃意識の差によって清掃範囲や水回りの清潔保持にばらつきがあることが分かった。</p> <p>成果:感染防止の基本となる施設内の清掃環境整備は、施設や清掃担当者によって意識が異なることが理解できた。</p> <p>グループ討議の時間を確保したことで、参加者同士が自施設の困りごとを共有し改善策を考えることで、情報交換が活発に行われた。</p>
30	埼玉県	坂戸保健所	訓練	新興感染症等の発生を想定した患者移送訓練	新興感染症等の発生を想定し、感染症患者の移送体制の確保や感染症予防に関する人材育成を目的とし、実践的訓練(感染症指定医療機関への移送)を行う。	令和7年12月12日に実施予定	感染症指定医療機関、管内医療機関、行政職員	30名	
31	埼玉県	狭山保健所	研修	高齢者施設感染症予防対策研修会	感染症の重症化リスクが高い高齢者の生活の場である高齢者入所施設では、平時から感染症対策の取り組みを強化することが重要である。そこで、管内の高齢者施設を対象とした感染症対策研修会を開催し、感染症対策の普及啓発を図る。	令和7年10月27日	管内入所系高齢者施設、管内市高齢者福祉主幹課等	39名	<ul style="list-style-type: none"> ・手指衛生や個人防護具(PPE)の着脱方法等、基本的な感染対策を改めて確認できた、 ・感染予防に対する理解・意識の向上に繋がった
32	埼玉県	狭山保健所	研修	在宅介護従事者向け感染症予防対策研修会	在宅介護従事者が感染症予防対策の基本的な対応および患者発生時の適切な対応を理解し、より実践的かつ適切な感染拡大防止策を講ずることで、感染症発生時にも訪問系サービスを継続できるような地域体制を目指す。	令和8年2月26日に実施予定	管内居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、管内市高齢福祉介護保険主管課職員、埼玉県西部福祉事務所等	40名	

No.	実施主体	担当課所	種別	研修・訓練の名称	概要	実施期間・時期	主な対象者	参加人数	研修・訓練の成果・課題
33	埼玉県	狭山保健所	訓練	所内着脱訓練	新興感染症等の発生を想定し、平時から感染対策の正しい着脱、搬送方法ができる体制を整える。また、関係機関の連携を通して健康危機管理能力向上を図る。	(1)令和7年5月8～9日 (2)令和7年7月10・14日 (3)令和7年11月19・25日 (4)令和8年2月27日・3月5日(予定)	(1)(2)所内感染症担当職員 (3)所内保健予防推進担当職員 (4)所内保健予防推進担当、総務・地域保健推進担当、生活衛生・薬事担当等職員	(1)7名 (2)9名 (3)16名	・新興感染症等の発生時に感染症内外の職員が対応するうえ際の手技の確認ができた。
34	埼玉県	狭山保健所	訓練	狭山保健所管内感染症対策ICN連携会議内の机上訓練	年4回実施する管内感染症加算1医療機関ICNとの会議内で、新興感染症等の発生を想定したシナリオを作成し医療機関と保健所それぞれの対応や注意点等を共有、検討する。	令和8年1月13日に実施予定	管内感染症加算1医療機関、狭山保健所感染症担当職員	15名程度	
35	埼玉県	狭山保健所	訓練	管内医療機関感染症対応訓練	新型インフルエンザや一類感染症が管内医療機関で発生した際の医療機関との連絡調整、受入医療機関への搬送等の流れの実動訓練を行うことで、感染症危機への対応力を強化する。	令和8年3月3日に実施予定	管内医療機関、狭山保健所感染症担当職員	30名程度	
36	埼玉県	加須保健所	研修	高齢者施設向け感染症研修会	感染症への対応力向上を図るため、高齢者福祉施設等の職員に対して、感染予防策や感染拡大防止策についての知識と対応方法に関する研修を実施する。今年度は「災害発生時の感染症対策」をテーマとして、オンデマンド研修とグループワークによる開催形式で研修を実施した。	(1)令和7年9月17日～9月30日(オンデマンド研修) (2)令和7年10月15日(集合型研修)	社会福祉施設職員、行政職員	(1)32名 (2)14名	(1)研修内容について「とても理解が深まった」等の回答が寄せられ、受講後に災害時の感染症対策について自信が高まるなど研修効果が高くオンデマンド研修に一定の研修効果があったと考えられた。 (2)参加者の満足度は高く、内容的にも有益な研修ではあったものの、参加者数が少なく、集合型研修の今後の在り方を検討していく必要がある。
37	埼玉県	加須保健所	訓練	新興感染症患者発生時対応訓練	新型インフルエンザ等感染症の流行初期に自然災害が起きる中、入院患者から新興感染症に感染した疑いのある有症状者が見つかった想定で初動の感染症対応を確認しながら、平時からの院内感染対策の見直し、疑い患者への対応力強化を図る。	令和8年2月15日に実施予定	管内医療機関	20名	
38	埼玉県	幸手保健所	研修	令和7年度高齢者施設向け感染症研修会	前半は、高齢者施設の感染症対策担当者が基本的な感染対策(手指衛生、個人防護具、環境整備等)の知識や吐物処理の適切な対応について学ぶ。後半は、各施設の感染症対策の困りごとや対応についてICNを交えたグループワークを実施する。	令和7年10月3日	高齢者施設職員	33名	感染症対策の基本を再確認できてよかったという意見が多く、基礎的な知識や吐物処理の対応方法の理解が深まった。また、近隣施設や管内医療機関のICNと感染症対策を共有することができた。
39	埼玉県	幸手保健所	訓練	新興感染症対応訓練	管内医療機関の感染管理担当者が、新興感染症発生時に対応できる体制を整備できるようにするため、地域の感染対策ネットワークの強化と個人防護具の装着技術の向上に取り組み。具体的には、感染対策における地域連携の重要性についての講義、患者情報共有シートについての情報提供、N95マスクについての講義および定量的フィットテストを実施する。	令和7年10月30日	医療機関職員	21名	・地域連携の重要性が再確認され、参加機関同士の顔の見える関係の構築が促進された。 ・患者情報共有シートの活用方法が共有された。 ・N95マスクの正しい使用方法の理解が促進された。

No.	実施主体	担当課所	種別	研修・訓練の名称	概要	実施期間・時期	主な対象者	参加人数	研修・訓練の成果・課題
40	埼玉県	熊谷保健所	研修	性感染症研修会	教職員や保健師等の思春期の若者に関する関係者が、性感染症について理解を深め、教育や相談・支援に係る資質の向上を図る。	令和7年7月30日	管内の教員、養護教員、保健師	集合19名、オンデマンド配信22名	講師による講義及びクイズを交えた参加型の展示は、参加者にとって性教育実施時の参考になったと考えられ、アンケートでもほぼ全員から「とても参考になった」との回答を得ることができた。性についてポジティブに捉え、指導者自身の意識を変える機会となり、児童・生徒に伝えていく動機づけとなった。
41	埼玉県	熊谷保健所	研修	高齢者施設向け感染症研修会	冬場に流行る感染症について平時からの感染対策及びノロウイルス発生時の吐物処理等対応方法について、実技を交えた研修会を実施し、感染拡大防止に向けた取り組みを強化する。また、結核についても高齢者において受診の遅れが散見されていることから高齢者に特徴的な結核の症状について情報提供を行い、定期的な健康診断(レントゲン検査)の実施を促す。	令和7年10月24日	社会福祉施設(介護・老人福祉関係施設)で感染症対策を担当する職員、各市町介護・老人福祉関係主管課職員	集合24名、オンデマンド配信27名	講義で吐物処理の一連の流れについて話があったあとに実際に演習を行ったため、参加者がより正確に吐物処理手順を理解することができたと考える。グループによって手技に差があったことや吐物が拭き切れていない箇所があったことが今後の課題として挙げられる。また、高齢の参加者からは演習から研修終了までずっと立ちっぱなしであることへの負担感が聞かれた。
42	埼玉県	熊谷保健所	訓練	感染症患者移送訓練	新型インフルエンザ等感染症に感染した疑いのある帰国者が、熊谷保健所管内の医療機関を受診し、疑い例に合致したという想定で、感染症指定医療機関への患者移送や个人防护具の着脱等をシミュレーションし、感染症発生時の対応の強化を図る。	令和7年12月19日	医療機関、医師会、近隣保健所	110名(現地およびWeb)	訓練を実施するにあたり、感染管理加算Ⅰを取得している医療機関、保健所で複数回検討を重ね台本を作成し、それに沿って実行することで、それぞれの役割を再認識することが出来た。あわせて「顔の見える関係性」を構築することが出来た。
43	埼玉県	熊谷保健所	訓練	所内个人防护具着脱訓練	新興感染症等の感染症有事への対応に備え、所内の全職員を対象に个人防护具の着脱訓練を実施し、感染症発生時の対応の強化を図る。	令和7年5月15日・16日	所内職員	37名	防護服の着脱について適切な手順で実施することで、感染対策への理解を深めることが出来た。参加できなかった職員へは手順書を配布し、自己学習を促した。
44	埼玉県	本庄保健所	研修	高齢者施設等職員向け感染症対策研修会	高齢者施設等の職員を対象に、感染症予防対策と発生時対応の基本理解と施設からの実践報告をもとに感染対策の工夫等情報交換を行い、管内施設の連携を深める。	令和7年11月13日	社会福祉施設等職員	23名	・オンラインで実施したが、当日に参加できない方向けに研修会終了後の見逃し配信を実施中である。昨年度のアンケートから、他の施設の状況も聞きたいという要望があり、施設からの実践報告をもらった。報告者からは、振り返りができて施設、自身にとってもよい勉強になったとの前向きなコメントがあった。意識の高い法人は対象施設にとどまらず関係施設へ周知し、申し込みがあった。また昨年度受講した施設のなかで、今年度も申し込みがあった施設は約3割であった。申し込みのない施設や集団感染のあった施設への働きかけが課題と考える。
45	埼玉県	本庄保健所	訓練	新興感染症対策訓練	新興感染症等健康危機発生時に管内関係機関が連携して適切な対応ができるよう、感染症発生時を想定した机上訓練を行い、各機関の役割と連携を確認し体制を強化する。	12月25日に関係機関との感染症連絡会議として開催予定	医療機関、郡市広域消防本部、行政職員	30名	
46	埼玉県	秩父保健所	研修	令和7年度 高齢者施設等における感染対策研修会	管内の高齢者施設及び施設入所支援を提供している障害者施設及び保育施設に対して、施設内における感染対策を感染症認定看護師より講義。	令和7年9月1日	高齢者施設職員、施設入所支援を実施している障害者施設職員、保育施設職員、前年度保健所へ感染症の集団発生を報告した施設	会場参加13名、Teams参加16施設、オンデマンド配信閲覧回数13回	事前に参加者には周知を行ったが、Teams配信では、実演部分で音声の乱れや細かい作業の確認が難しいなどの課題が残った。
47	埼玉県	秩父保健所	訓練	秩父保健所における新興感染症等の感染症有事への対応に係る訓練	管内の医療機関へ患者搬送の実施。个人防护具、患者搬送車への車いすの乗降訓練などを実施する。	令和8年3月2日に実施予定	管内医療機関、市町職員	10名	

No.	実施主体	担当課所	種別	研修・訓練の名称	概要	実施期間・時期	主な対象者	参加人数	研修・訓練の成果・課題
48	さいたま市	地域医療課	研修	新興・再興感染症の発生に備えた職員研修	感染症に係る基礎知識、新型コロナウイルス感染症への対応経緯、保健所に応援で派遣される場合の主な業務内容などについての講義	令和7年8月27日～10月31日	市職員(事務職員等)	309名	新興感染症等についての基礎知識や、新型コロナ対応の振り返り及び新興感染症発生時の市の業務等について、市職員に知ってもらうことで、感染症有事における全庁的な応援対応も見据えた体制の強化につながった。 また、初めて自己学習方式の研修(WEB研修)として実施をしたことで、より多くの職員に、より負担をかけずに受講してもらうことができた。
49	さいたま市	地域医療課 保健所(感染症対策課)	訓練	移送準備訓練	保健所管内で発生した呼吸器感染症に感染した疑い患者を、医療機関へ移送する際の移送準備の現地訓練をし、感染症対応の強化を図る。	令和7年10月14日	市職員(感染症対応に従事する行政職等)	16名	訓練参加者の多くが、感染症対応経験のない職員であったため、訓練を行うことで手技を習得させる機会となった。実地訓練後に参加者からの意見等を反映させ、修正・追記を行うことで、より分かりやすい手順書へ改訂した。今後も手技の熟練度を上げるため定期的に訓練を行う必要がある。
50	さいたま市	地域医療課 保健所(感染症対策課)	訓練	入院調整・患者移送訓練	保健所管内で発生した呼吸器感染症に感染した疑い患者を、医療機関へ移送する実地訓練を行い、医療機関をはじめ、関係部署との感染症発生時における連携の確認をし、個人防護具の着脱等感染症対応の強化を図る。	令和7年11月20日	市職員(感染症対応に従事する保健師等)	23名	訓練参加者の多くが、感染症対応経験のない職員であったため、訓練を行うことで一連の流れを職員が把握することができた。一方、個人防護具の着脱手技が曖昧であったため、今後習得させるための研修等が必要。
51	さいたま市	地域医療課 保健所(感染症対策課) 健康科学研究センター(保健科学課)	訓練	検体採取・搬送訓練	呼吸器感染症に感染した疑い患者が、保健所管内で発症したという想定で、検体採取及び検査の実地訓練を行い、感染症発生時における連携の確認をし、個人防護具の着脱等感染症対応の強化を図る。	令和7年8月7日	市職員(感染症対応に従事する保健師等)	30名	訓練参加者の多くが、感染症対応経験のない職員であったため、訓練を行うことで一連の流れを職員が把握することができた。一方、個人防護具の着脱手技が曖昧であったため、今後習得させるための研修等が必要。
52	さいたま市	保健所(感染症対策課)	研修	感染症対策部署向け研修(Step I)	感染症に係る基礎知識、積極的疫学調査と健康観察の実際および予防計画・健康危機対処計画の概要についての講義とPPEの着脱演習等を行い、感染症業務を理解し、感染症発生時に対応できることを目的とする。	令和7年5月23日	市職員(医療職及び感染症対策に従事する職員等)	34名	参加者が講義を通して、感染症発生時の対応業務の理解を促すことができ、参加者全員から「業務の役に立つ」とのアンケート結果を得られた。
53	さいたま市	保健所(感染症対策課)	研修	感染症対策部署向け研修(Step II)	新興再興感染症発生時の積極的疫学調査や患者管理についての演習を行い、感染症発生時に対応できることを目的とする。	令和8年1月9日に実施予定	市職員(保健所・各区保健センター・本庁の医療職)	30名(見込み)	
54	さいたま市	保健所(感染症対策課)	研修	テーマ別研修	新興感染症等の発生初動時に迅速かつ適切に対応できるよう、感染症の基礎知識、技術等についての講義、演習等	令和7年6月23日、7月22日、9月5日実施 令和8年2月(実施予定)	市職員(感染症対応に従事する保健師等)	延べ40名	感染症対応経験のない職員を対象に、感染症の基礎知識や疫学調査、PPE着脱演習を実施し、感染症対応の基礎となる知識・手技を習得させる機会となったが、定着するまで繰り返し実施する必要がある。
55	さいたま市	保健所(感染症対策課)	研修	高齢者施設における感染症対策研修	感染症に係る知識(基礎、標準予防策含む)や最新情報について講義・演習を行い、自施設における感染症対策を振り返ることで、新興再興感染症発生時に向けて備えるとともに、感染症対応力の向上を目的とする。(年に2回実施)	令和7年10月29日(第1回)、12月8日(第2回)	市内高齢者施設に従事する医療職及び介護職	(第1回)62名 (第2回)38名	日頃からの感染対策や疑問点を参加者同士が共有する機会や最新情報を提供することで、施設における感染対策の一助となった。一方、施設数が多く、参加していない施設からの参加を促していく必要がある。

No.	実施主体	担当課所	種別	研修・訓練の名称	概要	実施期間・時期	主な対象者	参加人数	研修・訓練の成果・課題
56	さいたま市	保健所(感染症対策課)	研修	IHEAT向け研修	IHEAT要員による保健所等への支援体制を構築するにあたり、感染症の基本的な知識や保健所等を支援する業務の実施方法・手順などを習得することで、健康危機発生時にIHEAT要員が速やかに保健所等の業務を支援できるようにする。 ①eラーニング、②国立感染症研究所IHEAT専門講習、③応用研修を予定している。	(e-ラーニング) Part1(令和7年6月15日～11月30日) Part2(令和7年10月1日～令和8年2月28日) (IHEAT専門講習) 令和7年10月1日～令和8年1月31日 (応用研修) 令和8年1月9日(実施予定)	さいたま市を第1支援自治体とするIHEAT要員	(e-ラーニング)延べ29名 (IHEAT専門講習)3名	IHEAT要員が保健所を支援するにあたり必要な知識や業務の理解を深めてもらうことができた。 e-ラーニングを導入後、研修に参加するIHEAT要員が増えたが、集合研修への参加は見込めないため、e-ラーニングの構成など工夫の必要がある。
57	川越市	保健予防課	研修	医療機関向け感染症予防研修会	医療機関で感染症対策を担当する職員等を対象に、医療機関における基本的な感染対策等を学び、院内における感染予防及び感染拡大防止を図る。	令和7年10月16日	市内の医療機関の感染症対策に関わる職員	31名	結核患者の早期発見や院内感染対策について学び、結核対策を通じて新興感染症発生時における対応力向上を図ることができた。課題としては、研修に参加する医療機関が増えるように開催日時や方法を検討する必要があると考える。
58	川越市	保健予防課	研修	教育施設向け感染症予防研修会	教育施設に従事する職員を対象に、感染症に関する基礎知識及び感染対策等を学び、教育施設における感染予防及び感染拡大防止を図る。	令和8年2月に実施予定	教育施設の健康管理に関わる職員	30名(予定)	
59	川越市	保健予防課	研修	福祉施設向け感染症予防研修会	福祉施設に従事する職員を対象に、感染症に関する基礎知識及び感染対策等を学び、福祉施設における感染予防及び感染拡大防止を図る。	令和7年11月21日	高齢者施設・障害者施設の職員	43名	感染症の現状及び標準予防策、感染経路別予防策を学び、施設内の感染防止対策の基本を習得することで、感染症への対応力向上を図ることができた。また、実技を取り入れたことで参加者の満足度が高く、今後も対面での研修を希望する施設が多かった。課題としては、開催日が市内でインフルエンザが流行している時期に重なったことから、研修時期等を検討する必要があると考える。
60	川越市	保健予防課	訓練	新興感染症等に備えた実践型訓練	川越市感染症予防計画及び川越市保健所健康危機対処計画において、保健所は新興感染症等の発生時には地域における感染症対策の拠点としての機能を発揮できるよう、平時からの研修や実践的な訓練の実施等を通じ、人材育成および関係機関との連携を図るとしている。この目的を果たすため、保健所の感染症有事体制で構成される人員等を対象とした実践型訓練を行う。	令和8年1月に実施予定	保健所職員、川越市役所内の保健師、IHEAT要員、川越地区消防組合職員	50名(予定)	
61	川口市	川口市保健所	研修	所内研修	健康危機時にリーダーシップが発揮できることを目的に、感染症の高度な知識を有する外部講師による研修を実施する。	令和8年3月18日に実施予定	保健所職員(疾病対策課、衛生検査課、管理課)、消防、感染対策向上加算1医療機関	30名	
62	川口市	川口市保健所	研修	川口市健康危機対処計画説明会	健康危機時に速やかに応援できる体制に移行できるよう、庁内応援職員に対して、計画の概要、動員計画と業務内容及び感染症の基礎研修を実施する。	令和7年5月20日(火)	行政職員(応援職員)	112名	全庁各課から1名が参加し、感染症の基本的な事項、健康危機対処にかかわる感染症発生時の体制、応援職員の業務について研修を実施したことで体制強化につながった。継続した実施と感染症の種類により、発生時の対応が異なることから、パンデミック早期の説明が課題。
63	川口市	川口市保健所	研修	基礎研修「e-learning研修」	一般社団法人日本公衆衛生協会が提供する「e-learning研修」を受講し、感染症の基本的な知識及びIHEATの経緯と活動の理解を深める。	令和7年8月12日(火)～12月31日(水)	IHEAT要員	5名 (令和6年度受講者:7名)	IHEAT要員としての知識や活動を理解できたことで資質の向上が図れた。 IHEAT要員20名中、未受講者の8名いることから受講を促すことが課題。

No.	実施主体	担当課所	種別	研修・訓練の名称	概要	実施期間・時期	主な対象者	参加人数	研修・訓練の成果・課題
64	川口市	川口市保健所	研修	IHEAT専門講習	国立健康危機管理研究機構(JIHS)が実施する「IHEAT専門講習」を受講し、感染症の実地疫学調査に関して、最新の科学的知見に基づいた専門的な知識や技術を習得する。	令和7年10月1日(水)～令和8年1月31日(土)	IHEAT要員	4名	感染症の実地疫学調査について、最新の科学的知見に基づいた専門的な知識や技術が習得できた。IHEAT要員20名中7名が申込みし、4名が受講修了。未受講者3名の受講を促すことが課題。
65	川口市	川口市保健所	訓練	南部医療圏実践型訓練	南部医療圏に属する保健所と医療機関が連携して新興感染症等に対応できる体制の強化を図る。	令和7年10月2日(木)	医療機関、保健所職員	81施設 参加者内訳: 感染対策向上加算14施設(24名) 感染対策向上加算214施設(54名) 保健所2施設(11名) 診療所・クリニック61施設	鳥インフルエンザの感染が疑われる患者の診察から搬送までの訓練を実施。Web会議により多くの医療機関が参加できた。課題として、診療所は、新興感染症の初期診療・対応の実施が困難であるため、統一の受診ルール作りと共有が必要である。
66	川口市	川口市保健所	訓練	感染症業務訓練	発生届から積極的疫学調査、検体搬送、患者移送、行政検査等感染症発生時対応の一連の流れ及びリスクコミュニケーションを想定した訓練を実施し、健康危機時の迅速かつ適切な対応の強化を図る。	令和7年7月7日(月)	保健所職員、保健所以外の保健師、消防機関(指令課・救急課)、行政職員(情報政策課)、IHEAT要員、感染対策向上加算1 医療機関	57名	対策チームとなる職員でブラインド訓練を実施したことで業務への理解が深まり、関係性の強化につながった。見学者、評価者からは実際の動きが把握しづらかったため改善が必要。コロナ禍を経験した職員が少なくなっていくため継続した訓練を実施することが課題。また、今回見学者だった消防や医療機関も訓練に参加できるようにする。
67	川口市	川口市保健所	訓練	移送・防護具着脱訓練	移送、防護具(N95マスク・タイバック)の着脱を訓練し、感染症への対応力向上を図る。	毎月第2木曜日(6月は基礎編を実施)	保健所職員(疾病対策課、衛生検査課、管理課、保健所応援職員)	134名(6回実施) 12月以降の訓練回数:4回	主に対策チームとなる職員(保健師・保健師以外の専門職・事務職等)が毎月参加しているため、防護具の着脱は習得できている。また関係性の強化にもつながっている。継続して実施することが課題。
68	川口市	川口市保健所	訓練	移送・防護具着脱訓練 他課合同訓練(基礎編)	感染症の基礎知識と移送、防護具着脱の訓練をし、感染症の基本的な知識の理解と対応力の強化を図る。	令和7年6月2日(月)	保健所職員、保健所以外の保健師	36名	感染症の知識や技術を習得できたことで対応力の強化が図れた。複数回の参加者も多くみられた。継続して実施することが課題
69	越谷市	感染症保健対策課	研修	IHEAT要員向け研修	本市IHEAT要員が健康危機発生時に本市保健所の業務を即応人材として対応できるように下記研修を実施する。 ①基礎研修(eラーニング) ②応用研修 ③実践型訓練 ④IHEAT専門講習(JIHS)	①令和7年12月 ②県主催応用研修に参加 令和7年10月7日 ③-1 令和7年7月5日 ③-2 令和7年12月16日 ④今年度はなし	本市IHEAT要員	①1名 ②2名 ③-1 2名 ③-2 2名	IHEAT要員は普段本来業務で勤務しているため集合型で研修を開催すると参加者が少なくなるが、健康危機発生時に本市保健所業務を担ってもらうため顔の見える関係づくりのためには集合型で行う意義があると考える。
70	越谷市	感染症保健対策課	研修	感染症専門家派遣事業	市内の高齢者・障害者施設等において、新興感染症等のクラスターが形成される恐れのある患者等が発生した際に、感染拡大を最小限に防止することを目的に、感染症専門家を派遣し現地支援を行う。	通年 (感染症発生施設からの希望時随時)	市内の高齢者・障害者施設職員(看護師、介護士等)	実績なし	施設から感染症発生報告はあっても感染症専門家派遣事業の希望は今のところない状況である。今後は、感染症発生時の他、振り返りの機会の場として事業を勧める等、必要な場面で実施していく。

No.	実施主体	担当課所	種別	研修・訓練の名称	概要	実施期間・時期	主な対象者	参加人数	研修・訓練の成果・課題
71	越谷市	感染症保健対策課	研修	高齢者・障害者施設向け感染症対応研修	市内の高齢者・障害者施設等に従事する者が、感染対策について学ぶことにより、施設における感染症の集団発生及び感染拡大を防ぐ。 内容は、①感染症(結核含む)の講義、②施設における感染対策の講義、③ゾーニング及び個人防護具の着脱演習	令和7年12月22日	市内の高齢者・障害者施設職員(看護師、介護士等)	19名	個人防護具を正確に着脱できていない方がいたことや、施設における困りごとや感染対策の現状等を把握する機会となった。また、ゾーニングや個人防具着脱等基本的な感染対策という内容に対し参加して良かったという声が多く聞かれ、今後も、毎年度繰り返し実施していく必要があると考える。
72	越谷市	感染症保健対策課	研修	高齢者・障害者施設向け出張講座	市内の高齢者・障害者施設等からの希望により施設に出向き、実技を取り入れた感染症対応の基礎研修を行う(PPE着脱訓練、手洗いチェック等による手指消毒指導等)。	令和8年1月～令和8年2月実施予定 (令和7年12月先着3施設で募集→3施設申込済)	市内の高齢者・障害者施設職員(看護師、介護士等)	3施設	12月に先着3施設で募集したところ、すぐに3施設から申込みがありニーズのあることが分かった。 1～2月で実際に施設に出張して実施する予定である。
73	越谷市	感染症保健対策課	訓練	感染症患者対応・搬送訓練	大阪・関西万博開催に伴う強化サーベイランスの実施に向け、中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が市内医療機関で発生したという想定で、市内中核医療機関へ紹介受診、保健所が発生の届出を受け、第二種感染症指定医療機関へ移送、検体採取、検体搬送をシミュレーションし、感染症発生時の迅速な連携と対応の強化を図る。	令和7年7月5日	埼玉県職員、市保健所職員、市職員、消防機関、医療機関(ICN等)、本市IHEAT要員等	65名	参加者にとって、自所属の感染対策や体制整備を再考する機会となった。シミュレーションの実施機関(医療機関、消防機関)と、シナリオ作成から実施デモンストレーションまで、複数回にわたって打合せを行った。この取り組みにより、日頃から感染症発生時の対応について相談や連携のしやすい環境が整備できた。また、自組織での振り返りや参加できなかった職員等のために訓練のDVDを参加機関へ配付した。
74	越谷市	感染症保健対策課	訓練	ストレッチャー及び車椅子型アイソレーター操作確認訓練	感染症患者対応・搬送訓練の準備を兼ね、1・2類感染症発生時必要物品の確認、ストレッチャー及び車椅子型アイソレーターの操作確認、移送の模擬訓練を行うことで危機発生時に備える。	令和8年1月頃	保健所職員等	15名程度	年に1回実施することで、機器操作の確認や必要物品の点検も兼ねた職員の搬送訓練ができるため、継続して実施していく。

新たな感染症の発生に備えた取組（令和7年12月19日現在）

項目	流行初期（大臣公表～3か月）		流行初期以降（4～6か月）	
	数値目標	確保実績	数値目標	確保実績
①病床確保（確保病床数）	1,200床 （うち重症100床）	1,512床 （うち重症103床）	2,000床 （うち重症150床）	2,553床 （うち重症157床）
②発熱外来	1,100機関	1,174機関	1,600機関	1,865機関
③自宅療養者等医療				
（病院）	—	60機関	100機関	121機関
（診療所）	—	545機関	850機関	966機関
（薬局）	—	1,536機関	1,100機関	2,383機関
（訪問看護事業所）	—	209機関	150機関	332機関
④後方支援	—	97機関	170機関	214機関
⑤人材派遣				
（医師）	—	119人	100人	137人
（看護師）	—	234人	150人	299人
⑥検査の実施件数	4,500件/日	12,100件/日	12,500件/日	17,852件/日
⑦宿泊施設の確保居室数	1,000室	2,001室	1,900室	2,161室